



8月から使う受給者証を7月25日に発送

# 国保・老保の受給者証更新



誕生日が昭和7年10月1日～昭和11年7月1日で、国保に加入して老人保健の医療受給者証をお持ちでないかた

## 国民健康保険 高齢受給者証

### 対象者全員に送ります

市が交付している「国民健康保険高齢受給者証」をすでにお持ちのかたに、8月1日(火)からお使いいただく新しい受給者証を7月25日(火)に発送します。該当するかたには「限度額適用・標準負担額減額認定証」も一緒に送ります。

平成17年中の所得により改めて判定しましたので、所得の状況によっては、受給者証の自己負担率が今までと違ったり、減額認定証に該当しなくなったりする場合があります。

問い合わせ 国保年金課tel(866)2099



・誕生日が昭和7年9月30日以前のかた  
・65歳以上で一定の障害があるかた

## 老人保健 医療受給者証

### 負担割合が変わるかたに送ります

老人保健の医療受給者証は、自己負担割合が変わるかただけに、新しい受給者証を7月25日(火)に送ります。

新しい受給者証が届いたかたで、現在入院または通院しているかたは、忘れずに医療機関に新しい受給者証を提示してください。

また、現在お持ちの「老人保健の限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月31日までです。6月19日までに申請を済ませたかたには、新しい認定証を7月27日(木)以降に郵送します。

問い合わせ 障害福祉課医療福祉室tel(866)2513

・一定以上の所得のある世帯 ※1 ・一般	1食 260円
世帯 ※2 市民税非課税	90日までの入院 1食 210円
	過去12か月の入院日数が90日を超える入院 1食 160円
市民税非課税で所得が一定以下の世帯 ※3	1食 100円

入院時の食事代



## 国保・老保の減額認定証

世帯全員が市民税非課税世帯のかたには、申請により、医療費の負担金と入院時の食事代の負担が軽くなる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しています。

減額認定証を使うと、表 のように負担が軽減されます。

### 医療費の負担割合と月の限度額

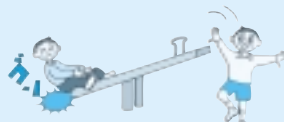
区分	自己負担割合	自己負担限度額(1か月)	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一定以上の所得のある世帯 ※1	2割	40,200円	72,300円 <small>(医療費が月に361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算) 過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受けたかたは4回目から40,200円</small>
一般	1割	12,000円	40,200円
市民税非課税の世帯 ※2		8,000円	24,600円
市民税非課税で所得が一定以下の世帯 ※3			15,000円

- 1...世帯の中で、市民税の課税標準額が145万円以上の、国保の高齢受給者証か老人保健の対象者のかたが1人でもいる場合に該当します。ただし、世帯に高齢受給者証・老保対象者が2人以上いる場合は年収が520万円未満、一人暮らし世帯の場合は年収が383万円未満であれば、一般になります。
- 2...世帯員全員が市民税非課税の世帯
- 3...世帯員全員が市民税非課税で、全員の所得額が一定基準以下の世帯(年金収入のみのかたは、年収約80万円以下、給与所得があるかたは年収約65万円以下)

## 税の改正で区分が変わったかたへ

所得税法、地方税法の改正によって今年度から市・県民税の課税対象者になったために、上の表で該当する区分が変わったかたは、平成20年7月末までの2年間、右の経過措置が適用されます。

公的年金の控除の縮減と老年者控除の廃止により、区分が「一般」から「一定以上の所得のある世帯」に移ったかたは、自己負担限度額のみ「一般」に据え置きます(自己負担割合は2割です)。65歳以上の非課税基準の廃止により「市民税非課税世帯」から「一般」に移った世帯でも、国保の高齢受給者証か老人保健の対象者で、市民税が非課税のかたへは「減額認定証」を交付します。



きゅうと 急な飛びおりは×



た 立ちのりや2人のりは×



すべり面から のぼるのは×

# 育児

## ルールを守って楽しい夏休み

公園で壊れている遊具を見つけたときなど、お気づきの点がありましたら、公園課公園施設管理センターへご連絡ください。tel(866)2445



かた 肩かけカバンやランドセルをせおったまは×

### ほいくしょ あそ 保育所で遊ぼう

保育所開放 直接各保育所へ。

対象 / 0 ~ 5 歳の親子

時間 / 午前 9 時 45 分 ~ 11 時

7 月 25 日 (火) ▶ 手形第一・川口

8 月 8 日 (火) ▶ 泉・土崎・港北・保戸野・河辺中央

8 月 9 日 (水) ▶ 牛島・戸島・岩見三内

8 月 10 日 (木) ▶ 新波・川添

8 月 15 日 (火) ▶ 川尻

8 月 16 日 (水) ▶ 雄和中央

こんにちは赤ちゃんルーム

0 歳児室で保育体験。離乳食の試食会も。将来の親、祖父母が対象。小さいお子さんのいるかたもどうぞ。申し込みは、7 月 24 日 (月) から手形第一保育所 tel(834)0766

とき / 8 月 9 日 (水) 午前 9 時 45 分 ~ 11 時 ところ / 手形第一保育所

読み聞かせの会 いろんな絵本に出会う機会にどうぞ。直接会場へ。川口保育所 tel(832)4582

とき / 8 月 8 日 (火) 午前 10 時 30 分 ~ 11 時 ところ / 川口保育所

### 2人でTry! パパ・ママれっすん

妊娠16週 ~ 35週の妊婦さんと配偶者が対象です。お風呂の入れ方体験、助産師の講話など。無料。定員36組(応募多数の場合、抽選)。

とき / 8 月 14 日 (月) 午後 1 時 ~ 3 時 30 分 ところ / 市保健センター

申し込み 往復はがきの往信用に、夫婦の氏名(ふりがな)、年齢、住所、電話番号、8 月 14 日現在の妊娠週数と出産予定日を、返信用に住所、氏名を書いて、8 月 1 日 (火)(必着)まで、〒010-0976 秋田市八橋南一丁目 8-3 保健予防課母子保健担当 tel(883)1174

### ほけんしょ いくじきょうしつ 保健所の育児教室

いずれも会場は市保健センターです。受講無料。7 月 18 日 (火) から市保健所保健予防課へ電話予約が必要です。tel(883)1174

むし歯予防教室 1 歳 ~ 1 歳 6

か月のお子さんが対象。歯科衛生士、栄養士による講話や実技指導。とき / 8 月 1 日 (火) 午前 10 時 ~ 11 時 30 分 と午後 1 時 30 分 ~ 3 時の 2 回 定員 / 各 25 人

赤ちゃんの事故予防教室 生後 6 か月までのお子さんがあるかたが対象。子どもの事故や応急手当について救急救命士が話します。とき / 8 月 3 日 (木) 午前 10 時 ~ 正午 定員 / 先着 30 組

### りじゅうしょくきょうしつ 離乳食教室

生後 4 ~ 10 か月のお子さんと保護者が対象。離乳食の進め方、食品の調理法、試食など。個別指導もあります。筆記用具、母子健康手帳、おしぼりを持って、直接会場へ。

とき / 8 月 1 日 (火) 午後 1 時 30 分 ~ 3 時 ところ / 河辺総合福祉交流センター

受講料 / 無料 問い合わせ 市保健所保健予防課栄養指導担当 tel(883)1175

### ちいき あそ 地域のサークルで遊ぼう

あおぞらキッズ 中学生と遊ぼう。対象 / 就学前のお子さんと保護者 とき / 7 月 30 日 (日) 午前 10 時 ~ 11 時 30 分 ところ / 外旭川児童センター 問い合わせ / 主任児童委員の児玉さん tel(868)1265

元気っ子クラブ 対象 / 就園前のお子さんとお母さん とき / 毎週月曜日 午前 10 時 30 分 ~ ところ / 大住地区コミセン 問い合わせ / 同クラブの武藤さん tel(829)2201

### ようちえん 幼稚園フェア

市内の各幼稚園の紹介のほか、大型絵本、お店屋さん、作って遊ぼうコーナー、何でも描こうコーナーなど楽しい遊びがいっぱい。育児や子どもの発達などの相談にも応じます。直接会場へどうぞ。とき / 7 月 22 日 (土) 午前 10 時 ~ 午後 1 時 ところ / セリオン

問い合わせ 私立幼稚園協会事務局の倉橋さん tel(839)2048



## 母子家庭のお母さんに 児童扶養手当

18 歳になってから最初の 3 月 31 日までのお子さん(障害等級 1 級 ~ 2 級程度があるお子さんは 20 歳未満まで)がいる母子家庭のお母さん、またはお母さんに代わり、お子さんを養育しているかた(お父さんを除く)は、児童扶養手当を受けることができます。

- ・ お子さん 1 人...月額 41,720 円
- ・ お子さん 2 人...月額 46,720 円
- ・ 3 人以上...2 人の額に、3 人目以上 1 人につき 3,000 円を加算

次の場合は対象外や手当減額に

国民年金や厚生年金などの公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けることができるかたは対象外です。

申請者や同居している扶養義務者の所得が一定額以上ある場合は、手当が減額されたり、支給されなかったりします。

### 8 月は現況届の月です

現在手当を受給しているかたには 7 月下旬に通知しますので、8 月中に現況届を提出してください。

現況届の提出がないと、8 月分以降の手当を支給することができません。忘れずに手続きを!

### こんな時も届け出を

受給者が公的年金の給付を受けたときや婚姻した(事実上の婚姻・内縁関係を含む)ときは、受給資格がなくなりますので、すぐに届け出を。

そのまま受給していると、さかのぼって手当を返還していただきます。

手続き・問い合わせ

児童家庭課 tel(866)2094